

農地法第4条の規定による農地を耕作または養畜のため
農業用施設(200㎡未満)に供することの届出書
添付書類一覧表

令和 5年 6月 1日現在

提出書類	提出部数	備 考
届出書	1	農業委員会事務局
委任状 ※1	1	農業委員会事務局
登記事項証明書(全部事項証明書)	1	法務局(登記官の印があるもの)
土地改良区の意見書	1	土地の所属する土地改良区
公図(写)※2	1	法務局(写し及びインターネット登記情報サービスで取得した公図も可)
位置図 ※2	1	市役所都市計画課 (1/2500 都市計画図)
設計書	1	平面図、立面図など ※建物の面積が分かるように記載
配置図	1	配置する箇所及び必要に応じ農作業車両・農機具等の進入路等を記載 ※合計 200 ㎡未満
住民票	1	○登記簿住所と現住所が異なる場合 (住所地市町村役場)
都計法規則第 60 条証明写し	1	建築指導課 (建物を建築する場合は添付) ※申請書の写しは不可

※1 代理の方が提出される場合は委任状が必要です。

※2 該当の農地を色鉛筆や蛍光マーカー等で示した上で提出してください。

◆受理通知書は原則として、届出日より5開庁日後に交付します。

不明な点がありましたら、電話 0263-34-3226(農業委員会事務局直通)までお問い合わせください。